

三京 中央 NO.2029

令和元年(2019年)

毎月1日・11日・21日発行

発行:江東区/編集:広報広聴課 〒135-8383 江東区東陽四丁目11-28 https://www.city.koto.lg.jp ☎3647-9111(代) FAX5634-7538

令和2年度~ かしまとうごう まままる かまままる からう ラブの間宮間間。 知まとれるとなる



🌼学童クラブもきっずクラブに名称変更

区の放課後事業の総称を「きっずクラブ」とし、きっずクラブB 登録と同一内容の運営をしている学童クラブの名称をきっずクラ ブに統一します。

〇本の利用時間・利用料を変更(表1)

閉室時間を17時とし、学校休業日の開室時間は、9時からにします。また、利用時間の短縮に伴い、利用料を年額500円にします。

◎A登録利用者にスポット利用を導入(表1)

保護者の就労等の突発的な事情に合わせるため、A登録利用者向けにB登録と同様の時間を一時的に利用できる「スポット利用」を導入します。利用料は、日額500円(上限月額6,000円)です。

彎B登録の利用時間・利用料を変更(表2・3)

利用実態等を踏まえ、学校休業日の開室時間は、8時とし、保留 児童が発生する見込みが高いきっずクラブの近隣学童クラブの閉 室時間を19時にします。また、利用時間の延長等に伴い、利用料 を月額5,000円にします。

◎土曜江東きっずクラブを再編(表4)

A・B登録利用者を対象とした居場所の提供を目的とした事業から、B登録利用者を対象とした家庭に代わる生活の場の提供を目的とした事業にします。また、開設場所も14か所となります。

◎入退室管理システムを導入

入退室時に児童がカードをかざすと保護者にメールが届く、入 退室管理システムをきっずクラブ、土曜江東きっずクラブで導入 します。それに伴い、出欠管理の方法を見直します。

問 地域教育課放課後支援係☎3647-9308、FAX3647-9274

❷きっずクラブA登録

全児童向けで、小学校内の空き教室等において、自主的な 遊び・学びの場を提供し、児童の活動を見守る事業です。

≗きっずクラブB登録

保護者が就労等で日中家庭にいない世帯の児童に対し、保護者に代わり生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

表1 A登録の利用時間・利用料の変更



表2 B登録の利用時間・利用料の変更

表2 B登録0	D利用時間	・利用料の変更	3						
学校休業日の場合									
8:00	8:30	14~15:00	17:00	18:00	19:00				
現状	開室	室時間(4,000円/月	月) ※	延長 (+1,000 F	長円/月)				
	※原則、17 時 a	⊧でだが書類審査により	18 時まで延						
変更後	開室	室時間(5,000円/月	月)	延長 (+1,000F	₹ 円/月)				
	•				I				

表3	閉室時間19:00の	表4	土曜江東	
	きっずクラブ一覧		きっずクラブー	-)景

平野児童館	千田児童館	平野児童館	東陽児童館	
豊洲三丁目	東陽児童館	深川	亀戸児童館	
豊洲四丁目	亀戸児童館	豊洲四丁目	浅間竪川	
東雲第二	浅間竪川	東雲児童館	大島第二児童館	
東雲児童館	大島第二児童館	潮見	三大	
東雲第三	南砂児童館	千田児童館	南砂児童館	
辰巳児童館	南砂六丁目	平久	南砂六丁目	

11月1日月 日直

今号の 主な内容 [3面] 11月11日は「介護の日」 〜いい日、いい日、あったか介護ありがとう〜、歳末たすけあい運動 洗剤・お米・しょうゆをお届け [4面] 「要介護」にならないために元気アップトレーニング 住み慣れた地域で健康で元気に暮らし続ける